

# 平成 30 年度第 2 回

## 相馬地方広域水道企業団職員 (大学卒業程度) 採用候補者試験 受 験 案 内

相馬地方広域水道企業団  
企業長 立 谷 秀 清  
〒976-0001  
相馬市大野台二丁目 3 番地の 5  
相馬地方広域水道企業団総務課  
電話 (0244) 35-1020

平成 30 年度第 2 回相馬地方広域水道企業団職員(大学卒業程度)採用候補者試験を次のとおり行います。

### 1 受付期間

- ◎ 平成 30 年 10 月 15 日 (月) から平成 30 年 11 月 16 日 (金) まで
- ◎ 受付事務は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (土曜日・日曜日・祝日は除く。) 行います。
- ◎ 郵送による申し込みは、11 月 16 日 (金) 必着です。

### 2 試験日時、試験会場及び合格者発表

区分	日 時	場 所	合 格 発 表
1 次試験	平成 30 年 11 月 25 日(日) 受 付 8 : 10~8 : 40 試験終了 15 : 05 予定	相馬地方広域水道 企業団 3 階会議室	平成 30 年 12 月上旬に企業団及び相馬市役所前・新地町役場前・南相馬市役所前・南相馬市鹿島区役所前の掲示場に掲示するほか、企業団のHP掲載し、合格者には通知します。
2 次試験	※ 2 次試験の日時、場所等については、1 次試験合格者に直接通知します。12 月下旬実施を予定しています。		平成 31 年 1 月中旬に企業団及び相馬市役所前・新地町役場前・南相馬市役所前・南相馬市鹿島区役所前の掲示場に掲示するほか、企業団のHPに掲載し、合格者には通知します。

### 3 受験資格

- (1) 次のいずれかに該当する者が受験できます。
- ①昭和 63 年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までに生まれた者
  - ②平成 9 年 4 月 2 日以降生まれで大学を卒業した者
  - ③平成 9 年 4 月 2 日以降生まれで平成 31 年 3 月末までに大学卒業見込みの者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、上記 (1) に該当しても受験できません。
- ①日本の国籍を有しない者
  - ②成年被後見人又は被保佐人
  - ③禁錮以上の刑に処せられ、その執行の終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ④企業団職員又は企業団の構成市町(相馬市・南相馬市・新地町)職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
  - ⑤日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - ⑥自力で通勤、職務遂行することができない者

## 4 試験職種、採用予定人員及び職務内容

試験職種	採用予定人員	業務内容
一般行政（大卒程度）	若干名	企業団の主に公営企業事務

## 5 試験の方法及び内容

区分	試験種目	内 容
1次試験	教養試験 (多肢選択式)	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題（20題）。 文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題（20題）。 計 40 題・2 時間
	適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査 事務適性検査 100 題（10 分）、一般性格診断検査 150 題（20 分）
	専門試験 (多肢選択式)	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会 政策、国際関係 8 分野（40 題） 選択回答制・2 時間
2次試験	身体検査 (持参方式)	医療機関の医師の検査を受け、その検査書（健康診断個人票）の提示に基づく 職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについての検査
	作文試験	職員として必要な表現力等についての作文試験（800 字程度） 1 時間
	口述試験	人物についての個別面接による試験

## 6 資格調査

1次試験受験者について、受験資格及び申込書類等の記載事項、その他について調査します。  
大学の科目履修証明等の提出を求める場合があります。

## 7 受験手続

### (1) 申込用紙の請求

- ◇ 申込用紙は、相馬地方広域水道企業団総務課、相馬市役所、南相馬市鹿島区役所又は新地町役場において交付します。（HP からダウンロード可）

（月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

- ◇ 郵便により受験申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「採用試験（大学卒業程度）申込用紙請求」と朱書きし、120 円切手を貼った宛て先明記の返信用封筒[角形 2 号(縦 33.2cm×横 24.0cm)]を必ず同封のうえ、相馬地方広域水道企業団総務課に送付してください。

### (2) 受験申込みの方法

- ◇ 受験申込用紙及び受験票に必要事項を記入のうえ、3 か月以内に撮影した本人の写真 1 枚（上半身、脱帽、正面向、縦 4 cm、横 3 cm）を写真の欄に貼って、相馬地方広域水道企業団総務課に提出してください。

なお、受験申込用紙を郵送する場合は、封筒の表に「採用試験申込」と朱書きし、82 円切手を貼った宛て先明記の返信用封筒[長形 3 号(縦 23.5cm×横 12.0cm)]を必ず同封のうえ、相馬地方広域水道企業団総務課に送付してください。

- ◇ 受験票は、試験当日必ず持参してください。

受験票がない場合又は受験票に写真を貼っていない場合は受験できません。

## 8 合格から採用まで

- (1) 各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合には不合格となります。そのため総合得点が高くとも不合格となる場合があります。
- (2) 受験資格がないこと、又は申込書記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、試験を受験できません。合格している場合は、合格を取り消します。
- (3) 合格者は、採用候補者名簿に高得点順に登載され、その中から欠員状況等に応じて採用が決定されます。採用候補者名簿に登載されても、欠員等の関係から採用に至らない場合があります。

## 9 その他

この試験についての不明な点は、相馬地方広域水道企業団総務課（電話 0244-35-1020）にお問い合わせください。

郵便で問い合わせる場合は、92 円切手を貼った宛て先明記の封筒を必ず同封してください。

### (参考)

#### 1 給与等

##### (1) 初任給

この試験に合格して採用されると初任給は平成 30 年 4 月 1 日現在、月額で 183,400 円です。なお、学歴、職務経験等を有するなどにより、給料を調整する場合があります。また、定期昇給は、原則として毎年 1 回行われます。

##### (2) 諸手当

上記の給料のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

#### 2 共済制度

##### (1) 各種の給付、貸付等

- ◇ 職員及び家族が病気、負傷、出産又は災害を受けた場合は、福島県市町村職員共済組合（以下「共済組合」という。）から保険給付・災害給付等が受けられます。また住宅資金等の貸付を受けることができます。
- ◇ 相馬市職員共助会等の互助制度があり、これに加入すると共済組合のほか病気見舞金、災害見舞金の給付等が受けられます。

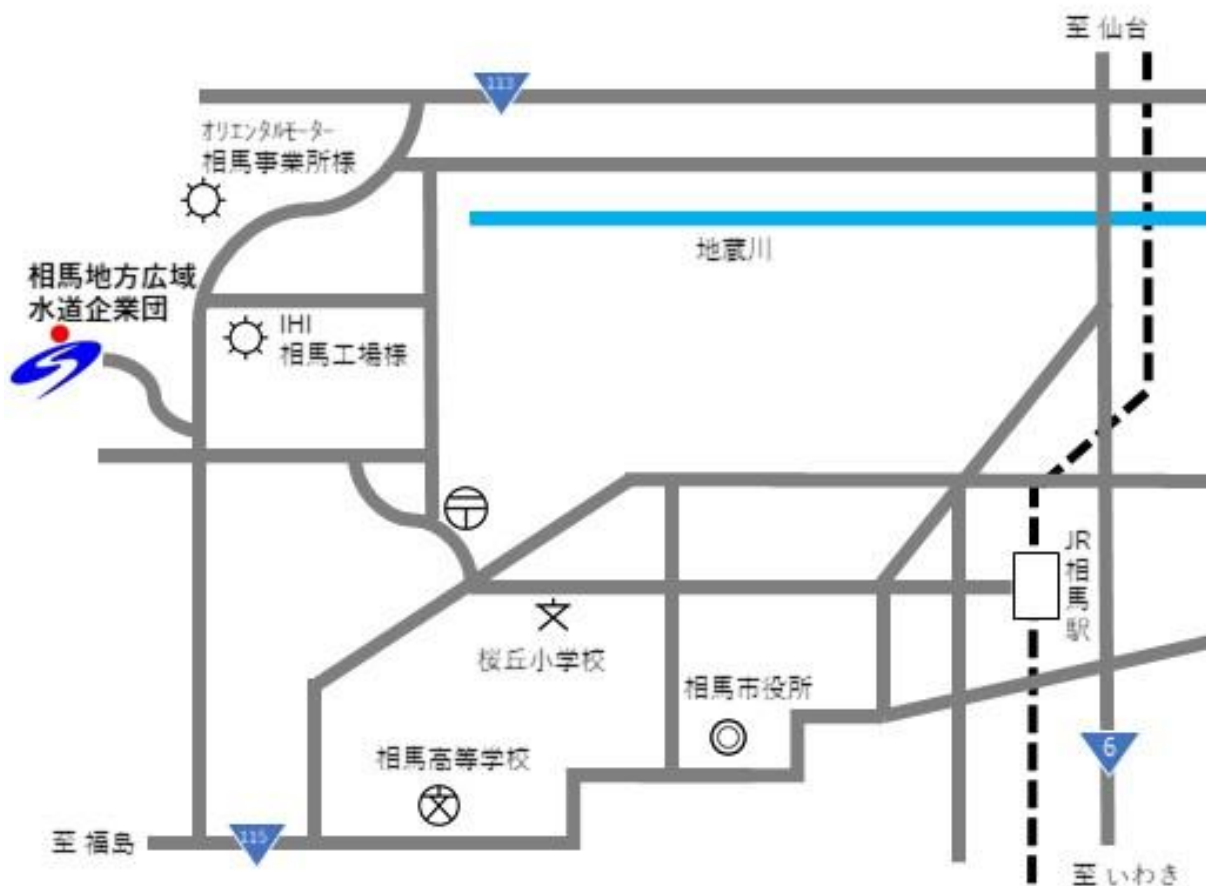
##### (2) 施設の利用

共済組合には組合員の保健施設として宿泊所、保養所等が設けられており、これらを利用することができます。

#### 3 退職手当制度

職員が退職した場合には、規程の定めるところにより、勤続期間に応じて退職手当が支給されます。

# 案内図



相馬地方広域水道企業団

〒976-0001 福島県相馬市大野台二丁目3番地の5

TEL 0244-35-1020 FAX 0244-36-2409